

1 1 月広報事項①

【件名】

11 月は個人事業税第 2 期分の納期です

【内容】

11 月は、個人事業税第 2 期分の納期です。個人事業税は、都内に事務所等を設けて、法令で定められた事業を行っている個人の方に対してかかる税金です。8 月にお送りした納付書により、11 月 30 日（火）までにお納めください。

納税には、安心して便利な口座振替がご利用いただけます。詳しいお申込方法は、主税局徴収部納税推進課までお問い合わせください。

また、金融機関・郵便局のペイジー対応のインターネットバンキング、モバイルバンキング及び A T M のほか、パソコンやスマートフォン等からクレジットカードでも納付できます。さらに、スマートフォン決済アプリでも納付できますので、ぜひご利用ください。

11 月は個人事業税第 2 期分の納期です

8 月にお送りした納付書により、11 月 30 日（火）までにお納めください。

＜ご利用になれる納付方法＞

口座振替

ご利用している預（貯）金口座から、納期の末日（納期限）に自動的に納税ができます。詳しくは下記をご覧ください。

クレジットカード

インターネットの専用サイト（都税クレジットカードお支払サイト）にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます。
※1 枚あたりの合計金額が 100 万円未満の納付書に限りです。
※税額に応じた決済手数料がかかります。
※領収証書は発行されません（領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。）。
※詳しくは、都税クレジットカードお支払サイトをご覧ください。

スマホアプリ

利用できるアプリ： au PAY、d 払い、J-Coin Pay、LINE Pay、PayB、PayPay、モバイルレジ
※1 枚あたりの合計金額が 30 万円までの納付書（バーコードがあるもの）に限りです。
アプリによって利用限度額が異なるため、利用できない場合があります。
※領収証書は発行されません。
（領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。）

インターネット モバイル バンキング A T M

金融機関・郵便局の （ペイジー）対応のインターネットバンキング、モバイルバンキング、A T M
※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
※ （ペイジーマーク）の入っている都税の納付書をお持ちの場合に限ってご利用できます。
※領収証書は発行されません。
（領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。）
※新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。
※システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。詳しくは主税局ホームページ（<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>）「税金の支払い」をご覧ください。

コンビニ

※1 枚あたりの合計金額が 30 万円までの納付書（バーコードがあるもの）に限りです。
※一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご確認ください。

窓口

金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合には、申請により 1 年間納税を猶予する徴収猶予の制度があります。詳しくは主税局ホームページをご覧ください。

簡単 便利 安心 な 口座振替 の申込はWebで！！

簡単 ●パソコンやスマートフォンから東京都主税局の専用 Web サイトにアクセスし、画面に従って必要事項を入力するだけです。https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/web_kouzafurikae.html

便利 ●依頼書への記入や銀行印の捺印は不要です。
●11月10日までに申込みいただくと、個人事業税第2期からの口座振替が可能です。
※11日以降に申込みいただいた場合、来年度第1期からの振替となります。

安心 ●振替日に口座振替され、納め忘れ防止につながります。



＜口座振替のお問合せ先＞

主税局徴収部納税推進課（03-3252-0955）

※受付時間は平日9時～17時です。電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

【お問合せ先】＜課税について＞ 所管都税事務所の個人事業税班又は支庁

＜納税について＞ 所管都税事務所の徴収管理班又は都税支所・支庁

1 1 月広報事項②

【件名】

中小企業者向け省エネ促進税制 ～法人事業税・個人事業税の減免～

【内容】

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

中小企業者向け省エネ促進税制

法人・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対 象 者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・ 資本金 1 億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ① 特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・ 特定地球温暖化対策事業所等とは、3 年連続消費エネルギー量 1,500kl 以上の事業所をいいます。 ② 「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定したもの*（指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。） * 空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機） * 照明設備（LED 照明器具、LED 誘導灯器具） * 小型ボイラー設備（小型ボイラー類） * 再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム）
減 免 額	設備の取得価額（上限 2,000 万円）の 2 分の 1 を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の 2 分の 1 が限度 ※ 減免しきれなかった額は、（法人）翌事業年度等、（個人）翌年度の事業税額から減免可
対象期間	（法人）令和 8 年 3 月 30 日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 （個人）令和 7 年 1 月 31 日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆ 詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください！

主税局 環境減税

検索

詳しい案内や Q & A も掲載しています。

【お問合せ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・ 所管都税務所の法人事業税・個人事業税班
 - ・ 主税局課税部法人課税指導課（法人事業税班） 03-5388-2963
 - ・ 主税局課税部課税指導課（個人事業税班） 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京） 03-5990-5091

1 1 月広報事項③

【件名】

大法人の電子申告が義務化されました

【内容】

大法人が提出する令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・法人住民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、eLTAX による提出が義務化されました。

また東京都では、令和2年10月発送分から対象法人への申告書類送付物を変更しています。

大法人の電子申告が義務化されました

大法人が提出する令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・法人住民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、eLTAX による提出が義務化されました。

その概要について、以下のとおりお知らせします。

■ 対象税目

法人事業税、特別法人事業税及び法人住民税

■ 対象法人

大法人とは、以下の（1）及び（2）に掲げる内国法人をいいます。

- （1） 事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- （2） 相互会社、投資法人及び特定目的会社

■ 適用開始事業年度

令和2年4月1日以後に開始する事業年度

■ 対象申告書等

確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及びこれらの申告書に添付すべきものとされている書類

また東京都では、令和2年10月発送分から電子申告義務化の対象法人への申告書類送付物を変更しています。詳細はホームページをご覧ください。

東京都主税局ホームページ

東京都主税局

検索



●電子申告の利用方法や利用手続について

eLTAX ホームページ

エルタックス

検索

●国税（法人税・消費税等）の電子申告義務化について

e-Tax ホームページ

イータックス

検索

☆☆☆ 11月は、『eLTAX全国一斉広報月間』です ☆☆☆

1 1 月広報事項④

【件名】

認定長期優良住宅を新築した場合、固定資産税が減額されます

【内容】

令和4年3月31日までの間に、一定の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、新たに固定資産税が課税される年度から5年度分（3階建以上の耐火・準耐火建築物については7年度分）、当該住宅の固定資産税額（居住部分で1戸あたり床面積120㎡相当分までを限度）の2分の1が減額されます。

減額の対象となる住宅の要件として、令和4年3月31日までの間に新築された住宅であること、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であること、居住部分の床面積の割合が当該家屋の2分の1以上であること、1戸あたりの床面積が50㎡以上280㎡以下であること（ただし、一戸建て以外の貸家の用に供する住宅については、40㎡以上280㎡以下）が必要です。

減額を受けるには申告が必要です。23区内の住宅については、「固定資産税減額申告書」に必要事項をご記入の上、必要書類（認定通知書の写し等）とともに、住宅が新築された年の翌年（1月1日新築の場合はその年）の1月31日までに、当該住宅の所在する区にある都税事務所へ申告してください。

23区外の住宅を新築した場合の手続きは、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。

認定長期優良住宅を新築した場合 固定資産税が減額されます

減額の対象となる住宅

- ① 令和4年3月31日までの間に新築された住宅であること
- ② 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であること
- ③ 居住部分の床面積の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ④ 1戸あたりの床面積が50㎡以上280㎡以下であること（ただし、一戸建て以外の貸家の用に供する住宅については、40㎡以上280㎡以下）

減額される期間・税額

減額される期間	新たに固定資産税が課税される年度から5年度分（3階建以上の耐火・準耐火建築物については7年度分）
減額される税額	当該住宅の固定資産税額（居住部分で1戸あたり床面積120㎡相当分までを限度）の2分の1が減額



減額を受けるには、住宅が新築された年の翌年（1月1日新築の場合はその年）の1月31日までに、減額の申告が必要です。詳しくは当該住宅が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

なお、23区外の住宅については、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。

1 1 月 広 報 事 項 ⑤

【件名】

不動産取得税における認定長期優良住宅の特例について

【内容】

令和4年3月31日までの間に、一定の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合の不動産取得税については、住宅の価格（評価額）から1,300万円（価格が1,300万円未満である場合はその額）が控除されます。

この特例適用の対象となる住宅の要件として、令和4年3月31日までの間に取得した住宅であること、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であること、1戸あたりの床面積が50㎡以上240㎡以下であること（ただし、貸家の用に供する一戸建て以外の住宅については、40㎡以上240㎡以下）が必要です。

認定長期優良住宅についての特例適用を受けるためには申告が必要です。「不動産取得税申告書」に必要事項をご記入のうえ、必要書類とともに、所管の都税事務所等に申告してください。

不動産取得税における認定長期優良住宅の特例について

以下の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合の不動産取得税については、住宅の価格※から1,300万円（価格が1,300万円未満である場合はその額）が控除されます。

※ 住宅の実際の購入価格等ではなく、固定資産評価基準によって評価・決定された価格（評価額）をいいます。

特例の対象となる住宅 *長期優良住宅の認定基準（床面積要件等）とは異なります

- ① 令和4年3月31日までの間に取得した住宅であること
（認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合に限られます。）
- ② 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であること
- ③ 1戸あたりの床面積が50㎡以上240㎡以下であること（ただし、貸家の用に供する一戸建て以外の住宅については、40㎡以上240㎡以下）

【税額の算出方法】

$$\begin{array}{rcl} \text{住宅の価格} & - & 1,300\text{万円} = \text{課税標準額} \\ \text{課税標準額} & \times & \frac{3}{100} (\text{税率}) = \text{税額} \end{array}$$

認定長期優良住宅の特例適用を受けるには申告が必要です。「不動産取得税申告書」に必要事項をご記入のうえ、必要書類とともに、所管の都税事務所等に申告してください。

申告書の様式や必要書類等の詳細は、
東京都主税局ホームページに掲載しています。

東京都 主税局

検索



【お問合せ先】住宅が所在する区市町村を所管する都税事務所等の不動産取得税担当班

1 1 月広報事項⑥

【件名】

小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税を減免します（23 区内）

【内容】

東京都では、中小企業者等を税制面から支援するため、昨年度に引き続き、23 区内の小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税について、令和 3 年度分の税額を 2 割減免します。減免を受けるためには申請が必要です。申請期限は令和 3 年 12 月 28 日です。ただし、同一区内で前年度に減免を受けられた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

また、こちらの申請については、東京共同電子申請・届出サービスを利用したインターネットでのお手続きもできます。

詳しくは、お持ちの土地が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

昨年度に引き続き、令和 3 年度も



小規模非住宅用地の

固定資産税・都市計画税を減免します

23 区内

減 免 対 象 一画地における非住宅用地の面積が 400 m²以下であるもののうち 200 m²までの部分
ただし、個人又は資本金・出資金の額が 1 億円以下の法人等が所有するものに限ります。

減 免 割 合 固定資産税・都市計画税の税額の 2 割

減 免 手 続 減免を受けるためには、申請が必要です。申請期限は令和 3 年 12 月 28 日です。

まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、10 月までに「固定資産税の減免手続きのご案内」をお送りしています。減免の要件を確認のうえ、申請してください。

※ 同一区内で前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

※ こちらの申請については、インターネットでのお手続きもできます。

【お問合せ先】土地が所在する区にある都税事務所

1 1月広報事項⑦

【件名】

● e L T A X 電子納税が大変便利です

【内容】

地方税共通納税システムでの e L T A X 電子納税が大変便利です。インターネットバンキング等での納付に加えて、事前に登録した口座から引き落としができるダイレクト納付ができます。さらに、全国の自治体に一括で納付することが可能です。

また、令和3年10月から都民税利子割・都民税配当割・都民税株式等譲渡所得割の納入が可能となりました。

詳細は e L T A X ホームページをご確認ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

地方税共通納税システムのお知らせ

～全国の地方公共団体へ一括して納付可能～

○ダイレクト納付が実現!!

事前に登録した金融機関口座から指定した期日に税額を引き落とすことができる納付方法です。



税理士の方など代理人による納付手続きができます!!

○全国の自治体に一括電子納付!!

個人住民税（特別徴収分）や法人二税などが複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税できます。



納付事務の負担が軽減されます!!



取扱税目

- 法人事業税・法人住民税・特別法人事業税/地方法人特別税
- 事業所税 ○個人住民税（特別徴収分、退職所得分）
- 都民税利子割・都民税配当割・都民税株式等譲渡所得割



詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス



1 1 月広報事項⑧

【件名】

都税がスマートフォン決済アプリで納付できます

【内容】

都税を納付できるスマートフォン決済アプリが増え、さらに便利になりました。アプリ内で納付書のバーコードを読み取るだけで、いつでも、どこでも納付できます。

都税がスマホ決済アプリで納付できます

都税を納付できるスマートフォン決済アプリが増え、さらに便利になりました。

- 💡 いつでもどこでもスマホで簡単に納付ができます。
- 💡 納付書のバーコードを読み取るだけで納付ができます。
- 💡 手数料はかかりません。



納付方法

スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」を使用して、
納付書のバーコードを読み取ることで納付することができます。

納付できる主な税目

個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割、
固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、
固定資産税（償却資産）
の定期課税分及び随時課税分

1 枚あたりの合計金額が 30 万円までの納付書
（バーコードがあるもの）に限ります。
（※アプリによって利用限度額が異なるため、
利用できない場合があります。）

利用できるアプリ （令和 3 年 1 1 月 1 日時点）



注意事項

■領収証書は発行されません。

領収証書が必要な方は、都税事務所・
金融機関等の窓口またはコンビニエンス
ストアで納付してください。

■納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません。

■事前に登録及びチャージをする必要があります。

※Pay B とモバイルレジについては、
お支払になる口座に納付金額をご準備ください。

■バーコードのない納付書や汚損により バーコードが読み取れない納付書は お使いいただけません。

主税局 HP で詳細をご確認の上、
ご利用ください。

※車検を受ける運輸支局等の窓口で自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時に納税証明書の提示が省略できます。
車検用の納税証明書が必要な方は、納付の約 1 週間後に都税事務所等に申請してください。

主税局 HP の「AI チャットボットサービス」でも疑問にお答えします。

詳細は

主税局 スマホ

検索

東京都主税局
ホームページ



1 1 月広報事項⑨

【件名】

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長について

【内容】

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から適用対象を拡充・延長します。

生産性革命の実現に向けた 固定資産税の特例措置の拡充・延長について



【概要】

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から適用対象を拡充し、適用期限を延長しました。

軽減措置の対象

各特別区から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した資産の課税標準の特例措置について、事業用家屋・構築物が新たに対象となりました。

対象の固定資産	要件
事業用家屋	○取得価額が 120 万円以上であること ○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること ○取得価額の合計額が 300 万円以上の先端設備等を稼働させるために取得されたものであること
構築物	○取得価額が 120 万円以上であること ○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること ○販売開始日が 14 年以内であること ○生産性向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均 1 % 以上向上しているものであること

期間 適用

令和 2 年 4 月 30 日から令和 5 年 3 月 31 日までに取得した資産が特例対象となります。

特例率

0 以上 2 分の 1 以下の範囲内において都税条例で定める割合となります。
※東京都（23 区）は特例割合ゼロです。

方法 申告

東京都主税局HPをご覧ください。
https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/ncov/new_virus_kotei_revo.html

その他

先端設備等導入計画の認定申請については、各特別区へお問い合わせください。

詳しくは、主税局HPをご覧ください。

【お問合せ先】 資産が所在する区にある都税事務所

主税局 コロナ 生産性革命

検索



1 1 月広報事項⑩

【件名】

法人二税・事業所税の申告書等の事前送付物を変更しました

【内容】

法人二税・事業所税の申告書等事前送付物（プレプリント申告書）について、令和3年10月以降送付分から、東京都にeLTAXの利用届出を提出している事業者に対し、申告書等の同封を取りやめました。

なお、納付書（法人二税については税率表等も含む。）については、従前どおり送付します。

法人二税・事業所税の申告書等の事前送付物を変更しました

令和3年10月以降の申告書等事前送付物（プレプリント申告書）から、東京都にeLTAXの利用届出を提出している事業者に対し、申告書等の同封を取りやめました。

なお、納付書（法人二税については税率表等も含む。）については、従前どおり送付します。

時 期

令和3年10月送付分から

対象者

電子申告利用事業者

（東京都にeLTAXの利用届出を提出した事業者）

変更点

申告書・別表等の送付を取りやめ、納付書のみ送付します。

（法人二税については、納付書とあわせて税率表等も送付します。）

令和3年9月まで

・ 申告書
・ 別表等

・ 納付書
（税率表等）※

※ 法人二税のみ



令和3年10月から

・ 申告書
・ 別表等

・ 納付書
（税率表等）※

※ 法人二税のみ

● 申告書、別表は東京都主税局ホームページ（<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shomei/kakusyuyoshiki.html>）からダウンロードできます。

● 電子申告利用の手続については、eLTAX ホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。



【お問合せ先】

（法人二税）所管都税事務所の法人事業税担当班
（事業所税）所管都税事務所の事業所税担当班

1 1 月広報事項⑪

【件名】

新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する減額要件の緩和について（不動産取得税）

【内容】

耐震基準不適合既存住宅を取得した場合において、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によって、耐震改修後の住宅への入居が遅れた場合、不動産取得税の減額要件が緩和されます。

耐震改修した住宅に係る不動産取得税の減額要件の緩和 (新型コロナウイルス感染症の影響がある場合)

耐震基準不適合既存住宅を取得した場合において、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によって、耐震改修後の住宅への入居が遅れた場合、不動産取得税の減額要件が緩和されます。

①現行制度

昭和 56 年 12 月 31 日以前に新築された住宅を取得したとき、以下の全ての要件を満たす場合に、当該住宅が新築された時点に応じて、不動産取得税の一定の額が減額されます。

- (1) 住宅の床面積が 50 ㎡以上 240 ㎡以下であること
- (2) 住宅を取得後に耐震改修を行い、建築士等により新耐震基準に適合していることが証明されること
- (3) 取得日から 6 月以内に、耐震改修工事後の住宅に居住すること

②緩和要件の対象

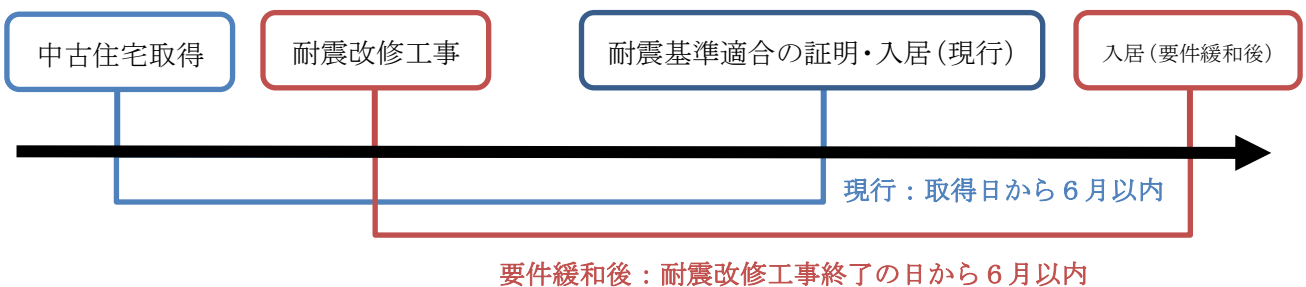
以下を全て満たすこと

- (1) 以下のいずれか遅い日までに耐震改修の契約が行われていること。
 - ア 個人が耐震基準不適合既存住宅を取得した日から 5 月を経過する日
 - イ 令和 2 年 6 月 30 日
- (2) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震基準不適合既存住宅の取得日から 6 月以内に居住の用に供することができなかったこと



③要件緩和の内容

上記②を満たす場合、上記①(3)の要件が「耐震改修工事終了の日から 6 月以内」に緩和されます。(令和 4 年 3 月 31 日までの居住に限ります。)



詳細は、主税局 HP をご覧ください。

主税局 耐震基準不適合

検索

申告方法等は、住宅が所在する区市町村を所管する都税事務所・支庁へお問い合わせください。

11月広報事項⑫

【件名】

新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のため、来所不要な手続をご利用ください。

【内容】

主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続できる仕組みを設けております。

郵送や電子申告によるお手続、キャッシュレスによる納付方法等をぜひご利用ください。

新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のため、 来所不要な手続をご利用ください

主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続できる仕組みを設けております。

郵送や電子申告によるお手続、キャッシュレスによる納付方法等をぜひご利用ください。



◆ 来所不要な手続の例

申 告

- ✓ eLTAX
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）

証明申請

- ✓ 郵送
〒112-8787
東京都文京区春日1-16-21
都税証明郵送受付センター

納 付

- ✓ スマホ決済アプリ
- ✓ インターネットバンキング
・モバイルバンキング
- ✓ クレジットカード納付
- ✓ eLTAX
- ✓ 口座振替

申請・届出

- ✓ eLTAX
- ✓ 東京共同電子申請
届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）

◆ 来所される場合は ...

- ▼ マスクの着用や手洗い・手指消毒等、感染防止対策をお願いします。
- ▼ 発熱や風邪症状がみられる場合、来所はお控えください。

窓口の待ち人数をスマートフォン等で確認できるようになりました。

混雑を避けるため、事前にチェックを！！



※ 各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、主税局ホームページをご覧ください。

都税事務所 混雑緩和

検索